

長崎県公立大学法人授業料等徴収規程

〔平成17年4月1日
規程第27号〕

改正 平成18年12月28日規程第18号
改正 平成19年5月17日規程第10号
改正 平成21年2月1日規程第11号
改正 平成22年10月12日規程第15号
改正 平成23年6月29日規程第32号
改正 平成23年9月16日規程第41号
改正 令和2年3月26日規程第42号
改正 令和2年12月11日規程第62号
改正 令和3年3月17日規程第74号

(趣旨)

第1条 長崎県公立大学法人における授業料等の額、その徴収方法等については、この規程の定めるところによる。

(授業料等の徴収)

第2条 長崎県立大学（以下「大学」という。）及び長崎県立大学大学院（以下「大学院」という。）において徴収する検定料、入学料、授業料、研究料、聴講料及び証明手数料（以下「授業料等」という。）の額は、別表第1のとおりとする。

- 2 学部の入学試験において出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、別表第1の2のとおりとする。
- 3 長崎県立大学大学院学則第28条に定める長期にわたる課程の履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）の授業料の年額は、別表第1に定める大学院授業料の年額に長崎県立大学大学院学則第9条に定める修業年限の年数を乗じた金額を、長期履修を認められた修業年限の年数で除した金額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該長期履修学生がその長期履修期間を短縮することを認められた場合の授業料の年額は、授業料の合計額から当該長期履修学生が既に納付した授業料の額を控除し、その控除して得た額を当該長期履修学生の残りの修業年限の年数で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 既に納付した授業料等は還付しない。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

一部改正 [平成18年規程第18号、平成19年規程第10号]

(検定料)

第3条 大学又は大学院（以下「大学等」という。）に入学（再入学、転入学、編入学及び研究生としての入学を含む。以下同じ。）を志願する者は、入学願書提出のときまでに、検定料を納付しなければならない。ただし、大学院の博士前期課程在学中の学生が大学院の博士後期課程へ出願する場合の検定料は徴収しない。

一部改正 [平成18年規程第18号]

(入学料)

第4条 入学を許可された者は、入学手続きをするときまでに、入学料を納付しなければならない。ただし、大学院の博士前期課程在学中の学生が大学院の博士後期課程へ入学手続きをする場合の入学料は徴収しない。

2 前項の入学料を納付しないときは、入学の許可を取り消すことがある。

一部改正 [平成18年規程第18号]

(授業料)

第5条 授業料は、年額の2分の1に相当する額をそれぞれ理事長が定める日までに納付しなければならない。

- 2 特別の事情により、入学の時期が納付の時期後である場合に納付すべき授業料の額は、授業料の年額の1/2分の1に相当する額に入学した日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 3 学年の中途において大学等に復学、再入学、転入学又は編入学（以下「復学等」という）をした者が納付すべき授業料の額は、授業料の年額の1/2分の1に相当する額に復学等の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に納付しなければならない。
- 4 学年の途中で退学（除籍を含む。）、休学、他の大学等へ転学又は特別の事情により卒業若しくは修了（以下「退学等」という。）する者が納付すべき授業料の額は、授業料の年額の1/2分の1に相当する額に在学した月数を乗じて得た額とする。

一部改正 [平成18年規程第18号]

(研究料)

第6条 研究料は、前期及び後期の2期に区分し、それぞれ4月末日及び10月末日までに月額6月分に相当する額を納入しなければならない。

- 2 入学の時期が納付の時期以後である場合に、前期又は後期において納付すべき研究料の額は、入学した日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 3 入学を取り消された者（除籍を含む。）の納付すべき研究料の額は、研究料の月額に在学した月数を乗じて得た額とする。

(聴講料)

第7条 聴講生、科目等履修生、特別聴講生として入学を許可された者は、入学の日の属する月までに、履修する期間分の聴講料を一括して納付しなければならない。

- 2 大学等間において単位互換に係る協定を締結し、当該協定に基づき聴講料を相互に不徴収とされた特別聴講学生については、聴講料を徴収しないことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定に関わらず、特に必要と認める特別聴講生については、聴講料に代えて授業料を徴収することができる。

一部改正 [平成23年規程第41号]

(外国人留学生)

第8条 外国人留学生として入学を志願する者のうち一般学生及び研究生を志願する者は、検定料を納入しなければならない。

- 2 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに科目等履修生及び特別聴講学生を除き入学料を納付しなければならない。
- 3 理事長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 4 外国人留学生は、所定の期日までにその区分に応じた授業料、研究料、聴講料を納付しなければならない。
- 5 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年文部大臣裁定）に基づく外国人留学生については、第1項、第2項及び前項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び授業料等は徴収しないものとする。

6 大学等間において協定を締結し、当該協定に基づき聴講料を相互に不徴収とされた特別聴講学生については、聴講料を徴収しないことができる。

(授業料等の減免)

第9条 理事長は、特別の事情により授業料等の納付が困難であると認める者その他特に必要と認める者に対しては、授業料等を減免することができる。

(減免の対象者)

第10条 前条の規定により授業料の減免を受けることができる者は、大学の学部及び大学院の学生で、学業優秀又は被災等が認められ、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）により授業料等減免対象者として認定された学部の学生
- (2) 学資負担者が風水害その他の災害を受けたことにより生活が困窮し、授業料の納付が極めて困難となった学部の日本人学生
- (3) 学資負担者が死亡し、又は長期療養を要するため生活が困窮し、授業料の納付が極めて困難となった学部の日本人学生
- (4) 学資負担者が失業したために生活が困窮し、授業料の納付が極めて困難となった学部の日本人学生
- (5) 授業料の納付が極めて困難な学部の私費外国人留学生
- (6) 授業料の納付が極めて困難な大学院の日本人学生
- (7) 授業料の納付が極めて困難な大学院の私費外国人留学生
- (8) 県又は包括連携協定を締結している地方公共団体等の職員で、団体の長から授業料等の減免申請があった大学院の学生
- (9) その他理事長が特に授業料の減免の必要があると認めた学生

2 前項に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する者は、原則として減免の対象としない。

- (1) 合理的な理由なくして日本学生支援機構奨学金等の受給申請を行わない者（前項第3号又は第4号に該当する者に限る）
- (2) 乗用車を所持し又は常時使用している者で、学内駐車許可を受けていない者（前項第3号又は第4号に該当する者に限る）
- (3) 修業年限を超えて在学している者（前項第1号に該当する者については、修学支援法に基づき判断するものとする）
- (4) 減免の申請期間中及び過去一年以内に学則の規定により懲戒処分を受けた者（前項第1号に該当する者については、修学支援法に基づき判断するものとする）

一部改正 [平成18年規程第18号、平成23年規程第32号]

(減免の額)

第11条 授業料の減免の額は、当該年度に納付すべき授業料の全額又は半額とする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、月割で計算した額とする。

- (1) 減免の期間中において減免を受ける事由がなくなったとき
- (2) 減免の可否の決定後において減免を受けていない者が、前条第1項第2号から第4号までに規定する授業料の納付が極めて困難となった事由に新たに該当することとなったとき

2 前条第1項第1号の規定による授業料等減免対象者には、前項の規定に関わらず、修学支援法に基づき授業料等の減免を行うものとする。

3 授業料の減免の期間は、当該年度内とする。ただし、次年度において同一事由により、改めて減免の申請をすることを妨げない。

一部改正 [平成22年規程第15号]

(減免の申請等)

第12条 授業料の減免を受けようとする学部の学生は、授業料減免申請書(様式第1号の1)に、別表第2に掲げる書類を添え、学長を経由して理事長に提出しなければならない。

- 2 第10条第1項第1号の規定による授業料等減免対象者は、前項の規定に関わらず、修学支援法に基づき、関係書類を、学長を経由して理事長に提出しなければならない。
- 3 授業料の減免を受けようとする大学院の学生は、授業料減免申請書(様式第1号の2)を、学長を経由して理事長に提出しなければならない。
- 4 授業料の減免を受けている者は、減免の期間中において減免を受ける事由がなくなったときは、速やかに授業料減免辞退届(様式第2号)を、学長を経由して理事長に提出しなければならない。
- 5 第1項の規定により授業料の減免を申請した者についても第5条に定める納期までに授業料を納付しなければならない。ただし、平成17年4月1日以前に入学した者については、減免の可否の決定があるまで、授業料の徴収を猶予することができるものとする。

一部改正 [平成18年規程第18号]

(減免の決定及び通知)

第13条 理事長は、前条第1項及び第2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、減免の可否及び減免の額について決定し、これを申請者に通知するものとする。

一部改正 [平成22年規程第15号]

(減免の取り消し等)

第14条 理事長は、不当に減免を受けた者及び減免の期間中に学則の規定により懲戒処分を受けた者に対しては減免の決定を取り消し、減免した授業料の全額を追徴するものとする。

(未納授業料の免除)

第15条 学生が次に該当するときは、未納の授業料の全額を免除する。

- (1) 死亡又は行方不明のため除籍されたとき。
- (2) 授業料の未納を理由に除籍されたとき。

(雑則)

第16条 この規程のほか、授業料等の徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度前期の授業料の納付の時期は、第5条第1項の規定にかかわらず、理事長が別途定める日までとする。

附 則 (平成18年12月28日規程第18号)

この規程は、平成18年12月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年5月17日規程第10号)

- 1 この規程は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日の前日において、この規程による改正前の長崎県公立大学法人授業料等徴収規程(平成17年規程第27号。以下「旧規程」という。)第2条に定める長崎県立大学、県立長崎シーボルト大学、長崎県立大学大学院及び県立長崎シーボルト大学大学院(以下「旧大学等」という。)に在学していた者が、施行日後に旧大学等に在学しなくなるまでの間、これらの者に係る旧規程の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成21年2月1日規程第11号）
この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成22年10月12日規程第15号）
この規程は、平成22年10月12日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年6月29日規程第32号）
この規程は、平成23年6月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年9月16日規程第41号）
この規程は、平成23年9月16日から施行する。

附 則（令和2年3月26日規程第42号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月11日規程第62号）
この規程は、令和2年12月11日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月17日規程第74号）
この規程は、令和3年3月17日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

一部改正 [平成18年規程第18号、平成19年規程第10号、平成21年規程第11号]

区分			単位	金額	
学部	授業料		年額	535,800円	
	研究料	研究生	月額	29,700円	
		研修員		実験系	37,100円
				非実験系	18,500円
	聴講料		1単位	14,800円	
	入学料	学生	県内に住所を有する者	1件	176,500円
			県外に住所を有する者		353,000円
		研究生	県内に住所を有する者並びに大学の学部卒業生及び卒業見込みである者		53,500円
			県外に住所を有する者		107,000円
	検定料	学生	1件	17,000円	
研究生		9,800円			
大学院の研究科	授業料		年額	535,800円	
	研究料	研究生	月額	29,700円	
		研修員		実験系	37,100円
				非実験系	18,500円
	聴講料		1単位	14,800円	
	入学料	学生	県内に住所を有する者並びに大学の学部卒業生及び卒業見込みである者	1件	176,500円
			県外に住所を有する者		353,000円
		研究生	県内に住所を有する者並びに大学の学部卒業生及び卒業見込みである者		53,500円
			県外に住所を有する者		107,000円
	検定料	学生	1件	30,000円	
研究生		9,800円			
証明手数料			1件	350円	

備考

県内に住所を有する者とは、入学する者又はその者の配偶者若しくは1親等の血族が入学の日の属する年の前年の4月1日から引き続き長崎県内に住所を有する者をいい、県外に住所を有する者とは、前記以外の者をいう。

大学とは、長崎県立大学をいう。

別表第1の2(第2条関係)

追加 [平成18年規程第18号]、一部改正 [平成19年規程第10号]

区分	金額
出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者	4,000円

別表第2（第12条関係）

区 分	添 付 書 類
第10条第1項第1号	修学支援法に規定する書類
第10条第1項第2号	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村長、消防署長又は警察署長が発行するり災証明書 2 所得税法上において当該学生の扶養者であることを証明する書類 3 市町村長が発行する所得証明書等、収入を証明する書類（申請者と生計を同一にする世帯全員分） 4 同一生計世帯全員が記載されている住民票謄本 5 同一生計世帯に本人以外の就学者がいる場合は在学を証明する書類（小・中学生を除く） 6 その他理事長が必要と認める書類
第10条第1項第3号	<ol style="list-style-type: none"> 1 医師が発行する診断書、証明書等 2 所得税法上において当該学生の扶養者であることを証明する書類 3 市町村長が発行する所得証明書等、収入を証明する書類（申請者と生計を同一にする世帯全員分） 4 同一生計世帯全員が記載されている住民票謄本 5 同一生計世帯に本人以外の就学者がいる場合は在学を証明する書類（小・中学生を除く） 6 その他理事長が必要と認める書類
第10条第1項第4号	<ol style="list-style-type: none"> 1 学資負担者が失業していることを証明する書類 2 所得税法上において当該学生の扶養者であることを証明する書類 3 市町村長が発行する所得証明書等、収入を証明する書類（学資負担者を除き、申請者と生計を同一にする世帯全員分） 4 減免を申請した年における学資負担者の収入（収入見込みを含む）を証明する書類 5 同一生計世帯全員が記載されている住民票謄本 6 同一生計世帯に本人以外の就学者がいる場合は在学を証明する書類（小・中学生を除く） 7 その他理事長が必要と認める書類
第10条第1項第5号	理事長が必要と認める書類
第10条第1項第6号	理事長が必要と認める書類
第10条第1項第7号	理事長が必要と認める書類
第10条第1項第8号	理事長が必要と認める書類
第10条第1項第9号	理事長が必要と認める書類

様式第1号の1 (第12条関係)

年度 授業料減免申請書									
大学名					学科名			学年	
本人氏名	年 月 日生			男女	住所	TEL			
学資負担者氏名	年 月 日生			男女	住所	TEL			
学資負担者との続柄					減免申請額	円			
減免申請期間	年 月 年から		年 月 月まで		過去の減免期間	年 月 月から		年 月 月まで	
奨学資金受給状況	名称					他の奨学資金 申請中 ・ 申請予定			
	月額	円		円					
申請者本人の1か月の収入・支出状況									
収入	仕送り			円	支出	家賃			円
	奨学金			円		食費・光熱費			円
	アルバイト			円		交通費			円
	その他()			円		図書・教材費			円
						その他()			円
	計			円		計			円
家族の状況									
続柄	氏名	年齢	職業(学生の場合は学校名・学年)	健康状況	年収	住所			

年 月 日

長崎県公立大学法人理事長 様

授 業 料 減 免 申 請 書

授業料の減免について、下記のとおり申請をいたします。

減免の申請期間

年 月から 年 月まで

専 攻

学 籍 番 号

学 年

氏 名

印

年 月 日

長崎県公立大学法人理事長 様

大 学 名

学部・学科・専攻名

氏 名



授 業 料 減 免 辞 退 届

年 月 日付 第 号で決定を受けた授業料の減免について、
下記により辞退しますので届け出ます。

記

1. 決定を受けた減免期間
2. 決定を受けた減免額
3. 辞退する減免期間
4. 辞退により納付することになる授業料の額
5. 辞退する理由